

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和七年十月七日

埼玉県監査委員	小笠原 薫 子
埼玉県監査委員	梶 田 美佐子
埼玉県監査委員	鈴木 正 人
埼玉県監査委員	齊 藤 邦 明

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日（県報の号数）	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育委員会	大宮北特別 支援学校	令和7年6月27日 (第629号)	令和6年3月に実施した中庭遊具定期点検の結果、「異常があり、 修繕又は対策が必要」で「使用不可」と判定された遊具について、修 繕などの抜本的な対策を行わず継続して使用していたことは、著しく 不適切であった。	再発防止のため、全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次 の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 令和7年1月の職員予備監査後、直ちに当該遊具の使用を中止した。 2 当該遊具の撤去及び新しい遊具の設置について、令和7年6月16日か ら令和8年1月30日までを工期とする工事請負契約を締結した。 3 管理職である事務部長、教頭及び校長並びに全事務職員で、遊具点検 に関して改めて点検の趣旨や遊具の安全性等について理解を深め、意識 共有を図った。今後点検等により遊具の不備を発見した場合は、点検結 果報告書回覧などにより、担当者、事務部長、教頭及び校長に速やかに 情報を共有し、使用中止や修繕等の対応を行うこととした。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日（県報の号数）	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育委員会	浦和西高等学校	令和7年6月27日 (第629号)	令和5年度に締結した「浦和西高校グラウンド散水栓設備改修工事」について、契約変更に係る執行伺をしていなかったことは不適切であった。	再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 事務職員全員が令和7年7月までに改めて出納総務課の財務研修（契約編）を受講し、契約事務の理解を深めた。 2 財務に関するチェックシート（契約編）に「執行伺」の欄を追加し、支出負担行為決議書の起案時に複数の職員がチェックすることで、契約変更時に執行伺の漏れがないか確認する体制を整えた。 3 契約進行管理チェックシートに「執行伺決裁日」と「変更契約執行伺決裁日」の欄を追加し、起案時と月1回の自己検査時にチェックシートを複数の職員がチェックすることで、執行伺の漏れがないか確認する体制を整えた。 4 チェックリスト（自己検査）の項目のうち「執行伺・契約伺は適正か」を「執行伺・契約伺は適正か（契約変更時を含む。）」に変更し、複数の職員がチェックすることで、執行伺の漏れがないか確認する体制を整えた。